令和９年度中学校新１年生・義務教育学校新７年生の保護者の皆様へ

伊豆市教育委員会

就学援助費（新入学準備費）の入学前支給のご案内

市では令和９年度に中学校に入学または義務教育学校７年生に進級されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に新入学準備金の支給をご入学前の３月に行います。

詳しくは、以下のとおりとなります。

① 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

・伊豆市内の学校に通学している児童で、令和８年度就学援助費の認定基準で、準要保護の基準に該当する方（裏面参照）

② 申請方法・申請時期

・「令和８年度就学援助費受給資格認定兼交付申請書」に必要事項をご記入の上、お子さんが通学している学校の事務室へ提出して下さい。

・申請用紙は各学校にあります。

・１２月までに申請した場合は、３月に就学援助費に上乗せして支給します。

③ 支給額・支給月等

支 給 額　　８１，０００円（定額）

支給時期　　令和９年　３月（予定）

支給方法　　各学校を通じて支給します

④ 注意事項

・今回の就学援助費の審査は「令和８年度就学援助制度」の基準で行います。

・継続して援助を受けるためには、３月に継続申請の手続きが必要になります。通学先の学校より案内がありますので、手続きをして下さい。新年度は「令和９年度就学援助制度」の審査基準によりますので、審査結果が変わる場合があります。

・今回の入学準備金の支給を受けた方につきましては、「令和９年度就学援助費」の「新入学学用品費等」は対象となりません。

・令和９年４月以降転出されましても、新入学準備金の返還を求めませんが、転出先自治体には本市で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。

お問い合わせ先・提出先

〒４１０－２５９２　伊豆市八幡５００－１（中伊豆支所２階）

伊豆市教育部　学校教育課　TEL　０５５８－８３－５４７０

（裏面）

準要保護の認定基準

次の基準のいずれかに該当する方で、教育委員会で援助が必要と認めた方

ア　保護者が障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で市民税の非課税世帯

保護者が障害者手帳をお持ちの方、未成年の方、夫や妻と死別、離婚をして再婚していない者で市民税（均等割・所得割）が課税されない世帯。

イ　個人事業税、市民税または固定資産税の減免世帯

個人で事業をしている人にかかる税金、市民税、固定資産税が災害等による被害を受け、納める税金が減額されている世帯

ウ　国民年金掛金の減免世帯

前年中の所得が一定基準以下の世帯で、減免されている世帯

エ　国民健康保険税の減免や徴収の猶予世帯

災害、失業等により国民健康保険税を減免されている、徴収を猶予されている世帯

オ　児童扶養手当の受給(児童手当ではありません)

一人親家庭などの児童のために支給される手当を受給している

カ　生活保護の停止または廃止を受けた方

キ　生活福祉資金の貸付を受けている方

社会福祉協議会が低所得者や高齢者、障害者などの生活を経済的に支えるための貸付制度

ク　生活保護受給者と同程度に経済的に困窮していると認められる方

・職業が不安定（１年間に２回以上転職した者、パートをしている者、日雇い又は内職をしている者、無職の者＜育児休業中、病気休業中の者は含まれません＞）

・生活状態が悪いと認められる者（保護者の所得額が生活保護基準の 1.5 倍以内、または 1.3 倍以内の者
家族の状況等を総合的に判断して認定します）